

# 桐生大学・桐生大学短期大学部における研究活動の 不正行為防止等に関する規程

## 第1節 総則

### (趣旨)

- 第1条 この規程は、桐生大学・桐生大学短期大学部（以下「本学」という。）において研究活動を行っている者（以下「研究者」という。）において行われる研究活動の不正行為防止および研究費の不正使用防止と、不正行為および不正使用が生じた場合又はその恐れがある場合の措置等について規程するものである。
- 2 研究者は、豊かな社会発展の基盤となる独創的・先駆的な研究を行うために、研究費を効率的かつ社会に有用な研究のために事務職員（以下「担当職員」という。）と連携を取りながら有効に利用していかななければならない。

### (定義)

- 第2条 この規程において、研究活動の不正行為とは、研究者が発表した研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び他者の研究成果の盗用をいう。
- 2 この規程において「捏造」とは、存在しないデータ、研究結果等を作成することをいい、「改ざん」とは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいい、「盗用」とは、他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用することをいう。

### (研究者の定義および責務)

- 第3条 この規程において、「研究者」とは、本学に雇用されて研究活動に従事している者、および本学の施設や設備を利用して研究活動を行う者をいう。
- 2 研究者は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また他者による不正行為やその他の不適切な行為の防止に努めなければならない。
- 3 研究者は、研究倫理および研究活動に係る法令等に関する研修を受講しなければならない。
- 4 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性および相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

## **第2節 責任体制**

(運営・管理及び防止体制)

(最高管理責任者)

第4条 本学の「最高管理責任者」は、学長とする。

- 2 最高管理責任者は、本学の全体を統括し、研究費の運営・管理について最終責任を負う者とする。

(統括管理責任者)

第5条 本学の「統括管理責任者」は、学務部長とする。

- 2 統括管理責任者は、本学の最高管理責任者を補佐し、運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者とする。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 本学の「コンプライアンス推進責任者」は、科学研究行動規範委員会委員とする。

- 2 本学の各学科において不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに統括管理責任者に定期的に報告する。
- 3 研究費を取り扱う各学科に、研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を有する。
- 4 不正防止を図るため、本学の公的研究費の使用・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況の管理監督及び理解度の把握を行う。
- 5 本学の構成員が、適切に公的研究費の使用・管理を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(研究倫理教育責任者)

第7条 本学の「研究倫理教育責任者」は、最高管理責任者が指名する学内における研究倫理の有識者とする。

- 2 研究倫理教育責任者は、研究者等に求められる倫理規範を修得等させるための研究倫理教育を実施する。

## **第3節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備**

(ルール of 明確化・統一化)

第8条 研究費の管理及び事務処理手続きに関する事務に関しては総務課が総括し、ルールの明確化及び統一的運用を図るものとする。

- 2 各学科に係る研究費の管理および事務処理手続きに関しても総務課にて行う。

(相談窓口)

第9条 本学における効率的な研究遂行を適切に支援するため、学内及び学外からの相談を受け付ける窓口は、総務課がこれにあたる。

(職務権限の明確化)

第10条 最高管理責任者は研究者に、統括管理責任者は部局責任者及び担当職員に対して研究費の執行に係る事務処理手続等について周知を図る。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、チェック体制が適切であるかの観点から常に見直しを行うものとする。また研究者等及び担当職員に対する研修を行い、行動規範や各種ルールの周知を図るものとする。
- 3 最高管理責任者及び統括管理責任者は、公的研究費の効率的、適正な執行を図るため、担当職員の専門性の向上及び人材の育成のための施策を講じるものとする。
- 4 最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、不正の発生要因に対応する不正防止計画の策定に当たっては、優先的に取り組むべき事項を中心に明確なものとする。
- 5 不正防止計画の着実な実施は最高管理責任者の責任であり、最高管理責任者は自ら不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。
- 6 コンプライアンス推進責任者は、各学科における研究の遂行・運営に当たり研究者等と担当職員の相互理解の促進に配慮するものとする。

(関係者の意識向上)

第11条 研究者は、個人の研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、本学による管理が必要であるという原則とその精神を理解する。

- 2 担当職員は、専門的能力を持って公的研究費の適正執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあるという認識を持って業務にあたる。
- 3 担当職員は、研究活動の特性に対する理解に努めるものとする。

#### **第4節 告発等の取扱い**

(通報窓口の設置)

第12条 コンプライアンス推進責任者は、各学科に研究活動の不正行為に関する通報等を受け付けるための窓口（以下「通報窓口」という。）を設置し、その責任者となる。

- 2 事務局及び各学科の通報窓口の責任者は、相互に連携協力を図る。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、不正行為に関する通報を受け付けた時は速や

かに第16条に定める不正行為対策委員会委員長に報告するものとする。

(通報等の取扱い)

第13条 通報は原則として、顕名により行われるものとし、不正行為を行ったとする研究者、グループ、不正行為の態様等事案の内容を明示し、かつ、不正とする科学的な合理性のある理由を記載し、別紙様式により提出する。ただし、匿名による通報があった場合は、コンプライアンス推進責任者は、通報の内容に応じ、顕名の通報に準じて取扱うことができる。

- 2 不正行為が行われようとしているなどの通報等に対しては、コンプライアンス推進責任者は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、最高管理責任者及び不正行為対策委員会委員長に報告し、最高管理責任者は、被通報者に対して警告を行う。

(通報者・被通報者の取扱い)

第14条 最高管理責任者は、通報内容や通報者の秘密を守るとともに、通報等についての調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底する。

- 2 最高管理責任者は、悪意に基づく通報を防止するため、悪意に基づく通報については、通報者の氏名の公表や懲戒処分、刑事告発がありうることを周知する。
- 3 最高管理責任者は、通報者に対し、単に通報したことを理由に解雇その他不利益な取扱いを行わない。
- 4 最高管理責任者は、被通報者に対し、単に通報がなされたことのみをもって、その研究活動の全面的禁止、又は解雇その他不利益な取扱いを行わない。

## **第5節 不正行為に係る調査及び処分**

(研究活動の不正行為対策委員会)

第15条 本学の研究活動における不正行為防止の為の啓発活動及び研究活動の不正行為について調査するため、不正行為対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

- 2 対策委員会は、次の委員をもって組織する。
  - 一 統括管理責任者
  - 二 コンプライアンス推進責任者
  - 三 被通報者の所属する学科以外の教員のうちから最高管理責任者が指名する者若干人
  - 四 その他最高管理責任者が必要と認めた者
- 3 対策委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。
- 4 委員長は、対策委員会を招集し、その議長となる。

- 5 対策委員会は、本調査に当たっては、本学の教職員または教職員以外の者のうちから対策委員会の議を経て指名した者を加えた調査委員会を設置する。
- 6 調査委員会は、本学の教職員でない者が占める割合は、その半数以上でなければならない。

(予備調査)

- 第16条 対策委員会委員長は、通報事案について、対策委員会を開催し、速やかに予備調査を実施する。
- 2 対策委員会は、通報事案について対策委員会による調査（以下「本調査」という。）の適否を判断し、通報受付後原則として30日以内にその結果を最高管理責任者に報告する。
  - 3 本調査を行わない場合は、最高管理責任者は、その理由を付記し通報者に通知するとともに予備調査の資料を保存し、通報者の求めに応じ開示することができる。

(本調査)

- 第17条 対策委員会委員長は、対策委員会が本調査すべきものと判断した場合、最高管理責任者に前条第2項の報告が行われた日から原則として30日以内に調査委員会を開催し、本調査を開始し、その旨を最高管理責任者に報告しなければならない。
- 2 調査委員会は、対策委員会の委員及び学外の有識者をもって組織する。ただし学外の有識者が占める割合は、その半数以上でなければならない。
  - 3 調査委員のうち通報者及び被通報者と直接の利害関係を有する委員は審議に加わることができない。
  - 4 最高管理責任者は、調査委員の氏名及び所属を通報者及び被通報者に通知する。通報者及び被通報者は、通知された日から2週間以内に異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、最高管理責任者は、その内容が妥当であると判断した場合には、当該異議申立てに係る対策委員会委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。
  - 5 本調査の開始を決定した場合、最高管理責任者は、通報者及び被通報者に対し本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。被通報者が本学以外に所属している場合は、当該所属機関に通知する。また、当該事案に係る研究に対する資金を配分した配分機関及び文部科学省にも本調査を行う旨を報告する。
  - 6 本調査は、指摘された当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の

各種資料の精査並びに関係者のヒアリング，再実験の要請等により実施する。  
この際，被通報者に弁明の機会を与えなければならない。

- 7 調査委員は本調査の実施に際し，通報等に係る研究に関して，証拠となるような資料等を保全する措置をとることができる。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第18条 委員会の調査に対して，被通報者が通報内容を否認する場合には，自己の責任において当該研究の科学的適正な方法と手続並びに論文等の表現の適切性について科学的根拠を示して説明しなければならない。

- 2 前項の被通報者の説明において，被通報者が生データや実験・観察ノート，実験試料・試薬等の不存在など，存在すべき基本的な要素の不足により証拠を示すことができない場合は合理的な保存期間（論文発表後5年間を原則とし，各学科において，各研究分野の特性に応じ，5年間を超えてこれと別の定めをすることができる。）を超えるときを除き，不正行為とみなす。ただし，被通報者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず，その責によらない理由により，当該基本的要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。

(認定)

第19条 調査委員会は，本調査開始後，原則として150日以内に，調査内容について，不正行為が行われたか否かを判定し，不正行為と認定した場合は，その内容及び不正行為に関与した者とその関与の度合並びに不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割を認定する。

- 2 不正行為が行われなかったと認定される場合であって，調査を通じて通報が悪意に基づくものであることが判明したときは，調査委員会は併せてその旨の認定を行う。ただし，この認定を行うに当たっては，通報者に弁明の機会を与えなければならない。

(学長への報告)

第20条 調査委員会は，速やかに調査結果（認定を含む。以下同じ。）を最高管理責任者に報告する。

(調査結果の通知及び報告)

第21条 最高管理責任者は，調査委員会の調査結果を速やかに通報者及び被通報者等（被通報者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知する。被通報者等が本学以外の機関に所属している場合は，当該所属機関に当

該調査結果を通知する。また、当該事案に係る研究に対する資金を配分した配分機関及び文部科学省にも調査結果を報告する。

- 2 悪意に基づく通報との認定があった場合、最高管理責任者は通報者の所属機関にも通知する。

(不服申立て)

第22条 不正行為と認定された被通報者等及び悪意に基づくものと認定された通報者（被通報者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。以下同じ）は、調査結果の通知を受けてから2週間以内に不服申立てをすることができる。

- 2 最高管理責任者は、被通報者等から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、当該通報者に通知し、当該事案に係る研究費を配分した配分機関等に報告する。被通報者等が本学以外の機関に所属している場合は当該被通報者等の所属機関にも通知する。また悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあったときは、被通報者及び通報者の所属機関に通知し、当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関にも報告する。
- 3 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等その公正性に関わるものである場合には、最高管理責任者の判断により、調査委員会に代えて、他の者に審査させることができる。
- 4 調査委員会は、不服申立てについて、趣旨、理由等を勘案し、再調査すべきか否かを決定する。再調査を開始した場合は、不正行為と認定された被通報者等から不服申立てがあったときは、原則として50日以内、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあったときは、原則として30日以内に本調査の結果を覆すか否かを決定し、最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は、再調査結果を、通報者、被通報者等及び当該事案に係る研究費を配分した配分機関及び文部科学省に通知する。また、不正行為と認定された被通報者等から不服申立てがあったときは、被通報者等が本学以外の機関に所属している場合は当該被通報者等の所属機関に通知し、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあったときは、当該通報者の所属機関に通知する。

(調査結果の公表)

第23条 最高管理責任者は、調査委員会において不正行為が行われたと認定したときは、速やかに、不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等調査結果を公表する。

- 2 最高管理責任者は、調査委員会において不正行為が行われなかったと認定した

ときは、原則として調査結果を公表しない。ただし、論文等に故意によるものでない誤りがあった場合等は、調査結果を公表する。

- 3 前項の認定において、悪意に基づく通報との認定があったときは、通報者の氏名・所属を併せて公表する。

(調査中における一時的措置)

第24条 最高管理責任者は、本調査の実施決定後、調査委員会の調査結果の報告を受け  
るまでの間、通報された研究に係る研究費の支出を停止することができる。

(不正行為が行われたと認定された場合の措置)

第25条 不正行為と認定された場合、不正行為への関与が認定された者並びに関与した  
までは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負  
う者として認定された著者（以下「被認定者」という。）が本学に所属する  
ときは、最高管理責任者は、当該被認定者に対し、ただちに当該研究に係る研究  
費の使用中止を命ずることとし、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧  
告するとともに、就業規則に基づく処分等必要な措置を講ずる。

(不正行為が行われなかったと認定された場合の措置)

第26条 不正行為が行われなかったと認定された場合、最高管理責任者は、本調査に  
際して実施した研究費支出の停止及び証拠保全の措置を解除する。

- 2 最高管理責任者は、不正行為が行われなかったと認定された者については、  
その名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じなければな  
らない。
- 3 最高管理責任者は、通報が悪意に基づくものと認定されたときは、通報者が、  
本学教職員の場合は就業規則に基づく処分等必要な措置を講ずる。また、当  
該者が他機関に所属する場合は当該機関長へ通知し、その他の者の場合はそ  
の他必要な措置を講ずる等適切な処置を行う。

(守秘義務)

第27条 この規程における研究活動の不正行為への対応に携わる者は、通報の内容そ  
の他不正行為の調査に関する事項についての秘密を守らなければならない。

(事務)

第28条 対策委員会、調査委員会及び通報窓口に関する事務は、関係学科の協力を得  
て総務課において処理する。



附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。  
平成29年3月7日より一部改正

別紙様式

平成 年 月 日

桐生大学・桐生大学短期大学部学長 殿

所 属 :

氏 名 :

印

桐生大学・桐生大学短期大学部における研究活動の不正行為防止等に関する  
規程第13条の規程に基づき、下記の研究者の不正行為について通報します。

#### 記

1. 不正行為を行ったとする研究者名又は研究グループ名  
所属 :  
氏名又はグループ名
2. 不正行為の内容  
(捏造、改ざん、盗用の別)
3. 不正とする科学的な合理性ある理由

以上